令和2年度から代理受領制度の利用が可能となりました。

代理受領制度とは

補助金額の確定後に申請者(建物所有者等)が契約金額から補助金を差し引いた額を、 代理受領を受けた者(工事施工者等)へ支払い、補助金を建物所有者に代わって代理受領 の委任を受けた者が請求及び受領する制度です。

※ 代理受領のメリットとして、申請者(建物所有者等)は、契約金額から補助金を差し引いた金額を準備すればよく、契約金額の全額を準備する必要がなくなるため、建物所有者の経済的負担を軽減することができます。

(工事費 150 万円、補助金 116 万 6 千円の場合)

通常

代理受領

